

(様式第2号)

業 務 等 質 問 (回 答) 書

提出日：令和8年2月12日

発注機関名	疾病・感染症対策課	公 告 日	令和8年1月27日
業 務 名 業 務 箇 所 名	長野県個人防護具備蓄事業委託業務		
質 問 内 容	<p><b>【質問①】</b> 備蓄商品を代謝（流通）するにあたり、日常使用されている医療機関（県立病院機構など）に対する販売について</p> <p>この分に関して県の方では関与されず、受託者側で販売先の医療機関との協議を行うという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>理由：ロットバック品の販売や通常販売されている商品との企画違いなどが懸念されているため</p> <p><b>【質問②】</b> 予定の備蓄倉庫において期間中に倉庫の老朽化に伴い、増改築を検討しており、工事期間中備蓄品を一時的に長野県内の別倉庫へ移動することは可能でしょうか（1～2年度）</p>		

回 答	<p><b>【回答①】</b> 本事業は、受託者が日常の取引等で商流を確保できる製品を備蓄物資として調達し、医療機関等との日常の取引を活用して備蓄品の代謝（流通）を行っていただくものであることから、受託者において販売先候補となる医療機関等との協議・調整を行っていただくことを想定しています。</p> <p>このため、県が個別の販売先の選定や協議に関与することは原則として予定しておりません。</p> <p>ただし、不測の事態の発生等により、契約締結時に想定していた代謝（流通）が困難となり、事業運営に支障が生じうる場合は、両者協議の上、必要な対応を検討します。</p> <p><b>【回答②】</b> 仕様書で定める倉庫の設備等を有しており、適切に備蓄することができる場合は可能です。物資の移動にあたっては、あらかじめ移動先の場所や時期などの詳細について、委託者と協議をいただくようお願いします。</p>
-----	--